

ユンタンザ頑張る事業所応援事業支援金 【申請要領】

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた村内の事業所の事業継続を応援するため、本事業では新型コロナウイルス関連融資を受けた事業所に対し支援金を交付します。

2 対象者

以下に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 村内に事業所（営業店舗）を営んでいること。
- (2) 下記に掲げるいずれかの新型コロナウイルス感染症関連融資制度の融資が令和2年2月3日以降に実行されていること。ただし、融資額のうち新型コロナウイルス感染症関連以前の既存融資を借り換えした分については対象外とする。

【対象融資】

①沖縄県

- ア 中小企業セーフティーネット資金 融資対象4
- イ 中小企業セーフティーネット資金 融資対象5
- ウ 中小企業セーフティーネット資金 融資対象6
- エ 新型コロナウイルス感染症対応資金

②信用保証協会

- ア 経営安定関連保証第4号（セーフティーネット保証第4号）
- イ 経営安定関連保証第5号（セーフティーネット保証第5号）
- ウ 危機関連保証

③沖縄振興開発金融公庫

- ア 新型コロナウイルス感染症特別貸付（生業資金・生活衛生資金・中小企業資金）
- イ 新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付
- ウ その他新型コロナウイルス感染症関連融資

④商工組合中央金庫

- ア 新型コロナウイルス感染症特別貸付（中小企業向け）

⑤その他新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所が利用できる融資制度で、村長が特に認めるもの。

- (4) 村税等を滞納していない事業所であること（新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、徴収が猶予されているものは除く。）。
- (5) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が読谷村暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない事業所であること。

3 交付額

	支 援 金 の 額	
法 人	2,000 万円までの融資額 × 1%相当額 2,000 万円を超えた分の融資額×0.3%相当額	} 交付額
個人事業者	1,000 万円までの融資額 × 1%相当額 1,000 万円を超えた分の融資額×0.3%相当額	

- (1) 1,000 円未満の端数を切り捨てた額を交付する。
- (2) 対象融資が複数ある場合は、融資額を合計した金額で申請することが出来る。
その場合は、過去に申請した融資額も全て合計すること。
- (3) **過去に交付された本事業の支援金額を除いた額を交付する。**

《申請例》

①融資額 5,000 万円の法人（初めての申請）

$$\left. \begin{array}{l} 2,000 \text{ 万円} \times 1\% = 20 \text{ 万円} \\ 3,000 \text{ 万円} \times 0.3\% = 9 \text{ 万円} \end{array} \right\} \text{ 交付金額 : 29 万円}$$

②融資額 5,000 万円の個人（過去に 10 万円交付済）

$$\left. \begin{array}{l} 1,000 \text{ 万円} \times 1\% = 10 \text{ 万円} \\ 4,000 \text{ 万円} \times 0.3\% = 12 \text{ 万円} \end{array} \right\} \text{ 交付金額 : 22 万円} - \underline{10 \text{ 万円}} = 12 \text{ 万円}$$

③融資額 1,500 万円の法人（初めての申請）

$$1,500 \text{ 万円} \times 1\% = 15 \text{ 万円} \quad \Rightarrow \quad \text{交付金額 : 15 万円}$$

4 申請期間

令和 3 年 8 月 10 日（火）から令和 4 年 2 月 28 日（月）まで

※郵送にて申請する場合 令和 4 年 2 月 28 日（月）当日消印有効

5. 提出書類

- (1) ユンタンザ頑張る事業所応援事業支援金交付申請書（第 1 号様式）
- (2) 融資額の方かる書類（保証決定のお知らせ、融資決定通知書、返済予定表等）
※融資の名称が記載されている資料を提出すること。
- (3) 融資額の入金状況が分かる通帳の写し（以下の 3 面）
 - ・表紙（金融機関名、店番、口座番号、口座名義人）
 - ・表紙の裏面（口座名義人（フリガナ）、口座番号、銀行名、支店名）
 - ・融資額が記帳されたページの全面
- (4) 法人の場合、履歴事項全部証明書の写し
- (5) 村内に事業所を有することが確認できる書類の写し（営業許可証、営業証明書、公共料金の請求書など（事業所の住所が記載されているものに限る。））

(6) その他村長が必要と認める書類

6 申請書の取得

- (1) 読谷村ホームページにてダウンロード印刷
ウェブ上で「読谷村 頑張る事業所 支援金」と検索してください。
- (2) 読谷村役場商工観光課窓口にて受け取り
[平日 8:30~17:15 読谷村字座喜味 2901 番地]
- (3) 読谷村商工会窓口にて受け取り
[平日 9:00~18:00 読谷村字喜名 2346-11 読谷村地域振興センター 2階]
- (4) 読谷村観光協会窓口にて受け取り
[平日 9:00~18:00 読谷村字喜名 2346-11 読谷村地域振興センター 1階]

7 提出方法

下記宛先へ郵送又は下記窓口へ直接提出

※郵送料につきましては、申請者でご負担いただきますようお願いいたします。

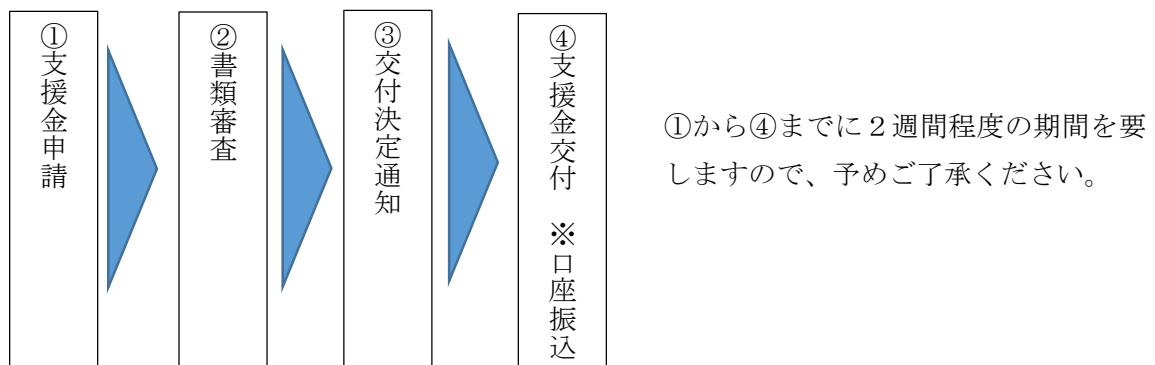
【提出先】 〒904-0392 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味 2901 番地

読谷村役場 商工観光課 行

※郵送の場合は、封筒に「頑張る事業所支援金申請書 在中」と記載してください。

8 支援金交付までの流れ

以下の図のような流れにより、申請受理及び交付決定、口座への振り込みを行います。



9 その他

- (1) 提出後、書類審査を行い、交付の可否を決定します。審査によっては、申請者に連絡して別途書類提出又は内容の確認をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
- (2) 交付の可否をお知らせするために、交付決定通知書又は不交付決定通知書を送付します。
- (3) 当該支援金は、事業所得として区分されます。事業所の収支状況によっては課税の対象となる場合もあります。

10 問合せ先

読谷村役場 商工観光課 商工・観光振興係 TEL098-982-9216 (平日 8:30~17:15)

(申請者)
 読谷村長 様 所在地
 事業所名
 代表者 印

ユンタンザ頑張る事業所応援事業支援金交付申請書

ユンタンザ頑張る事業所応援事業支援金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて支援金の交付を申請します。

1 事業所名

フリガナ		電話番号	
事業所名(店舗名)		e-mail	
所在地	読谷村字		

2 対象融資実行額 ※複数融資を受けている場合は、全て合計してください。

融資制度	セーフティネット認定融資 ・ 公庫融資 ・ その他		
A : 総融資額	円	B : 借換額	円
C : 交付対象融資額(A-B)	円		

3 交付金申請額

1% 分	D : 対象額	円	E : 申請額	円
	Cのうち { 法人2,000万円まで 個人1,000万円まで		(D × 1%) (1,000円未満切捨て)	
0.3% 分	F : 対象額 : (C-D)	円	G : 申請額	円
			(F × 0.3%) (1,000円未満切捨て)	
			H : 交付済額	円
			申請額合計(E+G)-H :	円

3 振込先(口座情報) ※対象融資が実行された口座

口座情報	支払方法	口座振替	預金種目	1普通 ・ 2当座
	金融機関名		支店	
	店番		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

※裏面も必ずご確認・印刷してください。

「誓約・同意事項」

- (1) 支援金の交付対象要件に該当します。
- (2) ユンタンザ頑張る事業所応援事業支援金の交付要件の該当性等を審査するため、読谷村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。
- (4) この申請書は、読谷村において支援金交付決定をした後は、交付金の請求書として扱います。

【添付書類】

- (1) 融資額の分かる書類等
(保証決定のお知らせ、融資決定通知書、返済予定表等)
- (2) 融資額の入金状況が分かる通帳の写し (以下の3面)
 - ア 表紙 (金融機関名、店番、口座番号、口座名義人)
 - イ 表紙の裏面 (口座名義人 (フリガナ)、口座番号、銀行名、支店名)
 - ウ 融資額が記帳されたページの全面
- (3) 法人にあっては、履歴事項全部証明書の写し
- (4) 村内に事業所を有することが確認できる書類の写し
(営業許可証、営業証明書、事業所の住所が記載された公共料金請求書等)
- (5) その他村長が必要と認めるもの